

伊丹市産後ケア事業 安全管理マニュアル

産後ケア事業の実施に当たっては、母子への安全面（窒息や転倒・転落等）について十分な配慮が求められる。事業者は以下の点に留意すること。

(1) 事故防止及び安全対策

- ☐ 児の睡眠中は、乳幼児突然死症候群（SIDS : Sudden Infant Death Syndrome）予防の観点から、仰向けに寝かせること。
- ☐ 窒息事故防止のためにベビーベッド等に寝かせ柵を常に上げておくこと。
- ☐ 敷布団・マットレス・枕は固めのものを使うこと。
- ☐ ぬいぐるみ等口や鼻を覆ったり、首に巻き付くものは置かないこと。
- ☐ 重大事故の発生防止のため、ヒヤリ・ハット事例の収集及び、必要に応じて委託元の市町村と要因の分析を行い、必要な対策を講じ、マニュアルに反映した上で、職員間の共有を図ること。
- ☐ 感染症対策として、母子のいずれかが感染性疾患（麻しん、風しん、インフルエンザ等）に罹患している場合は、産後ケア事業を利用できないことを事前に説明すること。

(2) 児を預かる場合の留意点

- ☐ 短時間であっても児のみの状況とならないよう留意すること。
- ☐ 児の顔がみえる仰向けに寝かせ、定期的に目視等で呼吸状態を観察すること。
- ☐ 別室にて児の預かりを行う場合の人員については、預かっている児の見守りを行う者と、それ以外の母親や児のケアを行う者との複数体制とすることが望ましい。
- ☐ 勤務交代による申し送り等や夜間の人員配置の関係で児の預かりができない時間帯がある場合は、あらかじめ利用者に周知しその時間は預からない等の対応を講じること。
- ☐ 乳児用体動センサーについては、異常を早期発見しえた症例報告があるが、急変の早期発見に資するエビデンスを示したものは無いことに留意の上、定期的に目視での確認も行うこと。

(3) 緊急時の対応体制

- ☐ 利用者の急変等、緊急時に受け入れてもらう協力医療機関や保健医療面での助言が随時受けられるよう相談できる医師をあらかじめ選定すること。
- ☐ 利用者の急変等に備えて、救急対応マニュアルの整備、緊急時の連絡先及びフロー図の作成をすること。

対 応	・応急処置をする ・かかりつけ医、連携医療機関など受診先への連絡・調整 ※必要に応じて、救急車の要請 ・受診結果の確認
報 告 等	・記録、管理者への報告 ・事故及び重大事案等発生時、速やかに伊丹市へ電話で報告 - その後、書面報告 ※報告先は(4)参照

□ケアに従事する職員については、緊急時の対応に備え、救急対応の実技講習等、定期的に研修等を受講することが望ましい。

□「応急手当方法」として、心肺蘇生法の実施訓練、AED の設置もしくは最寄りの AED 設置場所の把握等は事前に準備をしておくこと。

□災害発生時の対応体制や、感染症への対応等についても、日頃から備えをしておくこと。

□事業所所在地のハザードマップを確認しておくこと。

□避難経路、避難先を職員間で共有し確認しておくこと。

□宿泊型・通所型は、伊丹市を通じて児童福祉施設等災害時情報共有システムに登録し、訓練にも対応すること。

□災害時は、兵庫県から児童福祉施設等災害時情報共有システムへの被災状況入力依頼があれば、必ず入力を行うこと。

(4) 重大事案等発生時の対応

□死亡事故、治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等の重大事案等が発生した場合は、速やかに委託元の市町村を通じて国に報告すること。

□事案発生直後の対応、関係者（委託元の市町村、事故にあった母子の家族等）への連絡、産後ケア事業の継続（事故にあった母子以外の対応）、事故状況の記録、要因が明らかである場合の対応等について、あらかじめ市町村と事業者において、取り決めをしておくこと。

①第 1 報は、原則事案等発生当日（遅くとも事案等発生日の翌日）

報 告 先	所属名	伊丹市健康福祉部保健医療推進室母子保健課
	住所	伊丹市千僧 1-1-1 いたみ総合保健センター 1 階
	電話番号	0 7 2-7 8 4-8 0 3 4

開庁時間外の連絡先	0 7 2-7 8 4-8 1 8 1（伊丹市役所 守衛室）
-----------	--------------------------------

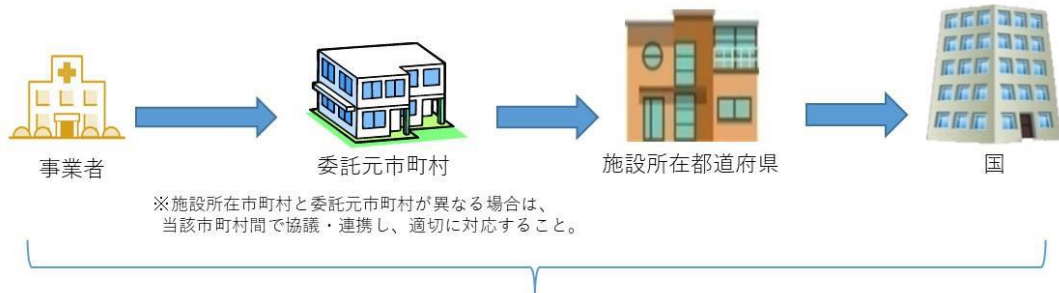
②第 2 報は、原則 1 か月以内

このほか、状況の変化や必要に応じて追加報告を行う。

産後ケア事業における重大事案等発生時の報告の流れ

➤ 国への報告の対象となる事案の範囲

- ・ 死亡事案
- ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事案等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事案を含み、意識不明の事案についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）



①第1報は原則事案等発生当日（遅くとも事案等発生日の翌日）

②第2報は原則1か月以内程度

このほか、状況の変化や必要に応じて追加報告を行う。